

平成29年度 第2回 西宮市特別支援教育審議会 議事録

日時	平成29年11月13日(月)10:00~12:00
場所	市教委大会議室
出席者	○審議会委員 井出浩(医療関係者) 坂口紳一郎(教育関係者) 竹田契一(学識経験者) 根岸直代(保護者代表) 花熊暁(学識経験者) 松井仁美(保護者代表) (欠席)金高玲子(教育関係者) ○事務局 加藤教育次長 学校教育部 大和部長 学校改革部学校改革推進課 岩本課長 地域・学校支援課 山本課長 教育研修課 上築係長 特別支援教育課 栗屋課長、金井係長、千原指導主事、渡邊指導主事 榎田就学相談員、野澤就学相談員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者5名)
議題	第2回 西宮市特別支援教育審議会 1 報告 第1回西宮市特別支援教育審議会での審議内容について 2 審議 ① 幼稚園の支援体制について ② 西宮養護学校の通学体制について ③ 小中学校の支援体制について 3 その他 4 閉会

議事

1 開会

2 報告

(事務局)

○第1回審議会のまとめについて

- ・幼稚園における支援体制
- ・西宮養護学校における支援体制
→最重度の子供の人数について
覚醒レベル、脳幹レベル、人工呼吸器、酸素吸入など医療的なケアを必要とする子供は十数名ほどいる。
- ・ロードマップの変更
→基礎的環境整備としての人的配置について、第3回でも審議を行うよう変更

3 審議

(事務局)

○幼稚園における支援体制について

- ・私立幼稚園についての特別教育推進事業（県から補助）
対象園児数 51人（平成27年度） 47人（平成28年度）
※西宮の公立幼稚園の保育補助員対象園児
対象園児数 44人（平成27年度） 51人（平成28年度）
- ・私立幼稚園への県からの補助について（年間）
園に対して 1人 39万2千円
2人以上は 障害児数×78万4千円
→療育手帳、診断書などの提出、園からの申し出によって認定されている。

療育専門機関の方向となった幼児については、31年度より支援体制を構築できるように進め、これまで行っていた交流を充実させていくように取り組みを進めていた。30年度の就園希望の保護者の中で、保護者の付き添いで就園をしたいという申し出があった。教育委員会内で検討し、31年度に向けての暫定的な対応として、親子通園を条件として就園を認めることとした。幼稚園において療育専門機関が望ましいとなった幼児が親子通園することについて留意する点などについて意見を求めたい。

(会長) 平成30年からの暫定的な対応。親子通園に対しての留意、配慮事項についての意見を頂きたい。

(委員) いろいろな地域で親子通園をたくさん見てきた。上手くいくケース、保護者の願いと園の思いがうまく伝わらなかったケースなどいろいろと見てきた。ポイントは母に任せておけばよいという形になった時には不満がでてくる。何のために園が受け入れたのかと言う疑問が保護者からでてくる。肢体不自由の子供は姿勢、摂食などについては専門性が必要などところが多く、園に知識がないことが多い。それでも担当した先生または園が積極的に関わる。初めは母親が摂食指導をしているときに、しっかりと見て学ぶ。母親がいるから母任せではなく、園ができそうなことならやっいていこうとする。親子で来ている子供について、常に声をかける。関わっていく姿勢が大事。

(会長) 身体が不自由な場合や、行動上の課題で指示が全く入らないなど、園の対応が難しい場合がある。肢体不自由の場合では、先生たちが母がやっている子供への食べさせ方を学び、母親がそのモデルとなって園が学んでいき、引きついでやっいていくことが大事。丸投げが一番問題。園側が事故を起こしては大変

と考えるとどう触っていいかわからない、と考えると。例えば、ある市では、肢体不自由の子供の嚥下障害や呼吸の問題を、母親が先生たちにどうしたらよいのかを見せて、先生たちが対応できるようになった。これは肢体不自由の学校で保護者が医療行為をしても良いとなったのと同時に、学校の先生も緊急時には医療行為をしても良くなったことに繋がってくる。幼稚園でもそのレベルの問題は起こってくる。また行動上の課題はどうすればよいのか。

(委員) 多動で動きが激しくてなかなか集団に入れないというケースで保護者通園というのは少ない。肢体不自由の子供の場合、保護者が療育などで対応についてはよく知っている。行動面の課題がある子供に対しては、保護者自体がどうしていいかわからない。保護者は子供のためを思っているのだが、それが子供の行動の困難をより深刻にさせている場合もある。肢体不自由の子供の場合には、保護者がしている対応の仕方をしっかりと園が学んでいく。行動面の課題がある子供の場合は、園と保護者の両方で、現在はこういう状態なのだが、今後どうしていくか、ということを通理理解していくことが大事。行動上の課題が初めはとて多くなる。その全部をいっぺんに良くしようと思わずに、優先順位をつけて何からやっていくのかということを確認にして、そこに絞って対応していく。そこが改善すれば、一気に園と保護者の共通理解が進んでいく。行動の課題が多いと、困った行動をどのようになくしていくかを考えていきやすい。問題行動が多い子供でも、ある場面ではうまくいっていることが必ずある。どこでいい行動しているかを見て、ポジティブにフィードバックしていく中で、いい行動を増やしていくことがポイント。

(委員) 障害のない子供と障害のある子供と一緒に過ごすことは、将来一緒に過ごす子供たちにとっても大事。今、障害のある人たちを受け入れるという就労も進められている。実際に成人してから就労した人たちを見てみると、法律では受け入れることになったが、受け入れる側が理解できない。どうしてもかみ合わないことがあって苦勞している。昔から一緒に過ごしてきた子供たちはよくわかってきている。中学になってから出会った子供たちとはうまくいわずに苦勞することもある。障害のある子供たちと一緒に過ごしてきた子供は、どこかで障害ということを知ってきている。授業で教えているわけでもなくて、一緒に過ごしているときに、周りの大人が障害のある子供にどのように関わっているか、それを見ながら学んでいる。いろいろな意味で丸投げにならないとか、行動に課題があって保護者がずっと付き添わないといけないではなくて、関わる先生たちがいろいろな工夫をして、受け入れようとしている中で、それを見せていくことで一緒に過ごしている子供たちにとっても学びになる。長い目で見て、その時その時に障害のある子供にとって利益になるのではなくて、みんなにとっての利益につながるような一緒に過ごす時間になって欲しい。残念ながら、社会はまだまだ十分な理解をしているとは思えない。小さいころから共に過ごすという中で、障害があるということを知り、一緒に過ごしていくかということを知り、その機会にならないと意味がない。

(委員) 我が子は医療行為はないが最重度となる子供で、Yes,No のサインも読みとりにくいところもあり、地域の幼稚園は希望しなかった。わかば園に母子通園をしていた。年中のクラスになって、初めて4か月間、単独で通園した時期があった。それまでに先生たちとの信頼関係もできていて、コミュニケーションもとれていたのが、安心して通園できた。障害のある子供たちといってもそれぞれ介助や支援の方法も違うが、小さい声で話しかけるとか、些細なことにも気を配ってくれるなど、先生たちとの信頼関係ができていた。年長では、就学を見据えて単独通園のシステムがあった。重度の子供で親子通園であっても、

単独で過ごす時間も少し設けてもらって大きな体験ができた。

(委員) 先生が接している姿を子供たちが見ることが対応の仕方の勉強にもなる。子供たちだけでわからなかったことの手本になる。いろいろな子供がいてあたり前。最初からいろいろな子供がいて、いいところを褒めてあげて動くことが分かれば、子供たちも少しずつそのような対応を身に付けていく。上手く人と過ごす身近なきっかけになるのではないかと思う。

(会長) わかば園、北山学園では、かなりレベルの高いしっかりとした対応をしていた。昨年の障害者差別解消法を受けて、保護者が公立の幼稚園でみんなと一緒に過ごさせたいという要望が今まで以上に出てくる可能性がある。初めから受けないということになると差別になる。どこまではできる、ということ幼稚園が提示しないといけない。それをしないと大変なことになる。保護者の意見をしっかりと聞いて、保護者がどのように子育てのことを考えているのか、そこを園が理解して、最優先に考えていかないといけない。それが今回の差別解消法の狙いでもある。市でどうしていくのかではなくて、保護者がどう育てたいかというビジョンを受け止めて、その中で園はどこまでできるのか、その第一歩として親子通園を考えている。親子通園のメリットはどういうことがあるのか、という今後の方向性を出していく必要がある。31年度から障害がある子供も就園できるように市も考えていく。それがロードマップである。それを保護者が納得できるようにしっかりと説明していくということが西宮市に求められていることである。

(事務局)

○西宮養護学校の通学体制について

二つ目の課題は通学体制について。平成29年度の通学体制をご覧いただきたい。西宮養護学校の通学は、現在、民間業者に運行を委託するマイクロバス6台、全体の65%の子供が通学で利用している。市が契約する福祉タクシー8台、その他保護者等による送迎が行われており、その比率は福祉タクシーが25%でグラフの通りです。マイクロバスには民間の介助員が1台につき2名、タクシー8台には学校の介助員が1名添乗し、そのうち3台には市の看護師も添乗し、通学途中の医療的ケアにも対応する。その他10%が保護者による送迎によって通学をしている。通学方法については、3つの方針のように、バスを基本とし、ルートを組めない子供についてはタクシー。また健康上の理由等などによってバスが難しい場合は教育委員会との相談の上、これまで決定してきた。しかし、児童生徒の増加や障害の重度・重複化等により、通学途中の医療的ケアへの対応が必要なケース等、現在の通学体制では対応が難しいという課題が出てきている。また、児童生徒数の増加傾向が見られる中、今後はバス、タクシーの便数が不足することも考えられる。

西宮養護学校の校内支援体制、通学体制についての課題を示しました。ご意見をよろしくお願いいたします。

(会長) 一番、長くバスに乗っている子供はどれぐらいの時間、乗っているのか。

(事務局) バスは1時間程度。タクシーは1時間半近くかかることもある。

(副会長) マイクロバスの6台、タクシー8台のコースを紹介して欲しい。

(事務局) タクシーは北部地域(山口、名塩、生瀬)あたりを走っている。仁川方面やJR甲子園口方面に行っているタクシーもある。また南部では、バスでは困難な狭い道を通るコース。看護師が添乗して乗車時間を短くして小松、浜甲子園なども走っている。バスは南部地域を6ブロックごとに分けている。

(会長) 福祉タクシーは何人乗るのか。

(事務局) 3人乗っているタクシーもある。看護師が乗っているタクシーは1台につき2名の生徒が乗っている。

(委員) 通学途中に医療的ケアが必要な子供は単独でタクシーに乗れないため、保護者送迎をしている。いつか看護師添乗のタクシーに乗せてもらえることもあると期待して待っている親もいる。いつかは明確になっていない。通学で難しいのは看護師添乗のタクシーではないかと思う。

(委員) 保護者送迎をしてる人が10%いる。そのうち、スクールバスやタクシーに本来乗れたらいいが、今は親送迎をしているという保護者、タクシー、バスにニーズがないという保護者がいると思う。10%の内訳はどうなっているのか。

(事務局) 1名は近隣なので徒歩で、保護者送迎しているが、その他は看護師添乗のタクシーなどの送迎を希望している。看護師添乗が必要であっても、今は看護師は3名しか添乗していない。それを増やすことが難しい状況である。通学について補助して欲しいという保護者の要望はある。

(委員) 福祉タクシーにのる看護師は、学校での支援も行っているのか。

(事務局) 早朝からタクシーに乗っている看護師も校内での支援も行い、早い時間で退勤している。朝の便に乗っていない看護師は下校の時には乗っている。時間差の勤務で、常時6名になるように配置している。

(副会長) 通学についての3点を方針として書いているが、他に何かあるか。

(事務局) スクールバスを使って1時間を目処にしてコースを組んでいる。コースが組めないところや北部地域では、福祉タクシーを使ってコースを組んでいる。医療的ケアのある子供についてはバスを利用できないので、市教委、学校との話し合いで通学方法を考えている。看護師が添乗できない場合については送迎を保護者にお願いするなど市教委が話をしている。

(会長) 児童生徒数の増加についてはどうなるのか。

(事務局) 現在は77名。来年度は少し減少するが、少しずつ増加している傾向。平成36年度あたりは改築も終わり、100名を超えて120名程度になることも予想している。

(委員) 保護者が送迎している人もいて学校側に送迎して欲しいと思っている。子供のことから親が頑張れと言われ続け、親が疲れてしまって、子供のためにならないことにもなっている。関学でも障害のある学生が通学している。児童と成人とで違いはあるが、移動介助をする福祉サービスを利用しながら、大学での生活の支援を行っている。教室の移動、食事の介助などの細かいところのつめは必要にはなっているが、障害福祉の視点から子供たちの生活が豊かにならないかと思う。教育だけで限界があるなら、福祉との連携を考えることができないかと思う。

(会長) 非常に大切な視点だと思う。各地域でも行政と福祉との連携は難しいとこ

ろだが、その連携はどうか。

(事務局) 障害福祉推進計画策定委員会の事務局として、教育委員会も参画している。生活支援課とも密に連携をしているのも事実。また子ども子育て会議の事務局の一員として医療的なケアの必要な子供のことも話題にして、議題にもあがっている。いろいろなところで発信していき、市としての仕組み作りをしていきたい。

(会長) 高齢者関係でも QOL を考えて、早い時期に医療と福祉が連携している。福祉は 20 年ぐらい先にいっている。教育は遅れている。福祉のノウハウを活用していくのは良いと思う。福祉のほうはかなり情報を持っている。それを教育がどのように取り入れていくか、アイデアを福祉からもらっていく、学校でどう生かしていくかを考えるべき。

(副会長) 通学を補助する仕組みについて県ではあるのか。実際、使っているのか。過去にあったのか。

(事務局) 県の補助で就学奨励金として通学の費用について補助をしている。子供が登下校で福祉タクシーを使う時には、その費用が負担されている。実際には数名が使っている。

(委員) 知的障害の特別支援学校には年齢が上がるほど自力通学を目指していく。通学支援は年齢が上がるほど、学校側も保護者の負担も少なくなっていく。肢体不自由の学校では、逆に年齢が上がるほど通学負担が増えていく。身体が大きくなってくる、保護者の年齢も上がってくる。小学校 1 年生の時の通学負担と、高校生の時の通学負担では年齢が上がってくるほど大変になっている。予算、人員など難しいとは思いますが、年齢が上がるほど保護者負担が増えてくることを前提に考えて欲しい。

(会長) 事務局で方向性を次回出してもらい、次回も引き続き審議していきたい。

(事務局)

○小中学校の支援体制について

特別支援教育とは特別支援学校、特別支援学級だけではなく、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものとされている。文部科学省が作成した義務教育段階における特別支援教育の概念図では、平成 28 年度 5 月 1 日段階の義務教育段階の対象の数は 1000 万人を切っている。特別支援教育の対象となる児童生徒については、それぞれ増加している。特別支援学校では 0.71% (平成 18 年度との比較)。特別支援学級は 2.18% 増。通常の学級で通級による指導を受けている児童生徒は 0.98% 増加している。全体では 3.88% が増。平成 24 年の文部科学省の調査では、通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が約 6.5% 在籍しているという調査が発表されている。西宮市での特別支援教育の対象となる児童生徒の状況については、29 年度までそれほど大きな変化はないが、自閉症・情緒障害学級が大きく増加していることがわかる。子供の数でみると、25 年度が 445 名だったが、29 年度は 539 人で 94 人の増加となっている。特に学級数も増えていたが、182 名から 283 名まで増えている年もあり、101 名の増加になっている。知的障害の子供たちは 201 人から 204 人で微増となっている。自閉症・情緒障害の子供の増加分が、特別支援学級全体の子供たちの人数の増加にもなっている。現在の西宮の特別支援学級における課題は、入級してくる子供たちの増加、子供たちの障害の重度、多様化があげられる。特別支援学級では、それぞれの障害種別児童生徒 8 名までに対して担任 1 名が配置されている。子供たちの在籍人数も増え、担任 1

人あたりで指導する児童生徒の数も増加している。平成 29 年の 7 月段階で児童生徒数が 6 名を超えている学級は 27 学級ある。全体の 17.5%にあたる。このあたりも課題になってくる。子供の障害の状態についても重度化、多様化がある。一つの学級の中で在籍する子供の障害の状態、程度がさまざまな状態の中、一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導が求められている。特別支援学級担任の専門性の向上が必要があるのではないかと、より重度な子供を受け入れていくための支援体制の構築が課題であると考えている。

市内の小学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数（発達障害等の診断を受けている子供）のグラフを見ると、平成 22 年に 209 名だったが、28 年には 400 名にまで増加している。中学校でも 22 年度は 67 名だったが、28 年度は 158 名に増加している。小学校、中学校における支援体制の状況については、各校に市の嘱託職員である特別支援教育支援員が 1 名配置されている。特別支援教育支援員は幼稚園、小学校、中学校の教員免許、または臨床心理士、特別支援教育士のいずれかの免許をもっている人で、支援時間は 1 日 5 時間まで週 2.5 時間の勤務になっている。支援対象の子供たちが増加している中で、この支援体制では十分ではないことが課題としてある。

そのほか、週 5 日 1 日 4 時間まで児童生徒 1 人について学校協力員がいる。学校生活の支援、補助等の活動をしている。配置をする際には、学校への適応が著しく困難である、障害等による特別な教育的支援を必要とする児童生徒であって、学校と教育委員会との協議により、学校長の推薦した者で教育委員会が適当であると認めた者をあてている。特に資格などは必要としない。平成 27 年度、対象の子供は 82 名で延べ時間 1272 時間であったが、今年度 94 名の対象の児童生徒で、1561 時間の見込みがされており、子供の数も配置の時間も増加している。この表で特徴的なのは、小学校の低学年段階で対象の子供たちが多いが、学年が上がるにつれ、少しずつ少なくなっていくという傾向がみられる。これを見ると、支援の在り方についても考えることができるのではないかと思う。

通常の学級においても、特別な支援を要する児童生徒の数が増えてきていることが大きな課題である。支援体制については、対象となる児童生徒が増えていることにより、十分な配置ができていないことがあげられる。確かに人的な配置は必要であるが、特別支援教育は通常の学級においても行われるものであり、通常の学級の教員の専門性、力量を高めていくことも課題であると考えている。また、通常の学級にも障害の程度が重度な児童生徒が入学していることが見られる。このような児童生徒を受け入れる支援体制の構築が課題であると考えている。それぞれの望ましい支援体制についてご意見を頂きたい。

(委員) 聴覚に支援が必要な子供の場合、ノートテイクをしてくれる人が必要になる。学校協力員の人数は足りているのか。

(事務局) 学校協力員は学校長の推薦が必要。委員会で登録して活動を行っている。子供に直接関わり、学校の中にも入っていくことになるので、学校長の推薦により配置している。地域の方やよく知っている人が学校協力員として活動していることが多い。

(会長) この子供につきたいと言って協力員になるのはだめなのか。

(事務局) 可能だが、学校協力員については、特別支援教育課の指導主事と校長とが協議してどの子供に学校協力員をつけるかを決めている。

(会長) 前から大学生ボランティアがいた。今のノートテイクは、ポイントをまとめて書く講習会もある。聴覚障害の人のために、うまく書いてまとめて本人に伝えるというものがある。ある程度の講習会が必要。単に書くだけではなく、

レベルがある。そのあたりの研修はどうしているか。

(事務局) 毎年、年度の早い時期にノートテイクの研修を行っている。

(会長) 登録をして研修会を受けて、希望の子供の協力員になるのは可能か。

(事務局) 研修会が後になることはあるが、登録して協力員になることはできる。

(委員) 何人までの登録とかは決まっているのか。

(事務局) 支援をする子供に対して協力員が複数名ついている場合や、1対1として活動している協力員もいる。昨年度、学校協力員は290名ほど。今年は200名ほど登録している。

(会長) 対象は聴覚障害に限られているのか。

(事務局) 聴覚障害だけではなく、肢体不自由、発達障害など、生活補助をしている。

(会長) ノートテイクに限ると、だいたい聴覚障害の子供につくことが多く、肢体不自由で手が動かない場合もあるかもしれない。発達障害のノートテイクを合理的配慮でつけるのはどうか。ノートがとれない子供のためにノートテイクをつける。中学生の場合、宿題がたくさん出たり、ノートに小さな字をいっぱい書いて、そこからテストの内容も出ている。そこから不登校になっていく生徒もいる。そのことから考えると、ノートテイクをつけることで不登校の予防にもなる。

(事務局) ノートテイク以外にも、ICTの活用によってノートの代わりにしている取り組みも始めている。

(会長) えこひいきがないことが合理的配慮の基本。

(副会長) 特別支援教育支援員の動きと学校協力員との活動との違い。学校協力員の数、仕組み、校内支援における他市の状況はどうなのか。

(事務局) 今年も学校協力員は200名を超えている。学校協力員は子供一人ひとりの状況に合わせて必要な支援を行っているので、支援が増えることもあるが、減ることもあり柔軟に対応できる。一人の子供に対して複数の人が曜日ごとに支援をしたり、一日の中で時間によってつく人が代わってきたりする場合もある。他市の状況については、特別支援教育支援員を各市で配置している。各学級に入り込んで指導、声かけ、学習支援を行っている。他の支援として介助員を入れている市が多い。特別支援学級、通常の学級に専門性のある人が学校に入っているケースもある。

(会長) ICTを使っている子供の数はどれぐらいか。

(事務局) 数名程度はいる。

(会長) ICTは認められていない市もある。まだ他の市でも検討しているところもある。

(副会長) 他市の介助員の動きはどうか。西宮では介助員は西宮養護学校だけである。西宮養護学校の介助員と同じか。

(事務局) 介助員は生活面での介助を主にしている。特別支援教育支援員は違う。

(委員) 教員の専門性の向上に向けて具体的に何か行っているのか。

(事務局) 地域・学校支援課が特別支援学級担任、特別支援教育支援員、コーディネーターの研修なども担当している。こども未来センターの行っている事業として、心理士、SSW、言語聴覚士などのセラピストなどが学校を訪問してアウトリーチ、訪問事業などを行っている。西宮養護学校もセンター機能として巡回相談をしている。西宮専門家チームの派遣も行っている。多方面から専門性を高める研修などを行っている。

(会長) 自閉・情緒障害の子供が増えていることについてはどうか。

(委員) 発達障害の子供は通常の学級にはたくさんいることが予想される。教員の専門性向上で考えると、特別支援学級を担当している先生だけではなく、多くの先生の専門性の向上が必要である。特別支援教育コーディネーターのほとんどが他の業務との兼務で、専門性が低くない、兼務であるために機能が発揮できていない。専念していかないと本当の意味で役に立っていない市もある。私立学校で発達にかかわるコンサルテーションを学期に一度はしている。1年、2年と経過していくと、先生たちの理解もかなり変わってきている。専門家によるアドバイスがどれぐらいの頻度であるかによって学校全体、先生方の専門性もあがってくるように思う。

(委員) 子供が増えているというよりも、社会全体、学校で、いい意味で今まで埋もれていた子供に気付けるようになってきた。また今は特性のある子供たちにとって、適応しにくい時代になってきて、増えてきたのかもしれない。特別支援教育支援員、学校協力員など充実していると思う。学校協力員の主な支援の内容が少し気になる。肢体不自由児については、移動、生活補助、聴覚障害児については情報保障など、比較的何を支援するかの領域がはっきりしている。発達障害について、見守りが何をしているのか気になる。実際に学校で担任、特別支援教育支援員と学校協力員が共通の方針を持って動いているのか、特別支援教育コーディネーターがどのように役割を果たしていくのか。そこは学校ごとに任されているのか。市としてのガイドラインを考えているのか。

(事務局) 見守りについては、子供たちの安全の確保、子供たちが不安定なときにはクールダウンなどが入ってくる。教員の指示を伝えたり、声をかけたりすることや、移動の支援なども入っている。共通の方針については、ガイドラインはない。指導、体制については校内委員会、学年の会で図っている。各学校での取り組みになっている。

(委員) 他県の話だが、支援者に丸投げをする担任がいる。子供の横にべったりとついてしまっていたり、何をすればいいのかわからなかったりする。学校としての方針が伝わっていない。その子供の個別の教育支援計画なども見せてもらえないということもあった。果たす役割が学校によってまちまちである。専門性が向上することも大事であるが、どの学校でも同じ役割を果たすガイドラインが必要ではないか。

(会長) 通級と特別支援学級に在籍する児童生徒には個別の教育支援計画、個別の

指導計画を作成している。そこに学校協力員がどうしていくのか、学校協力員がその子供の支援をどのように行うのか、そこに明記しないといけない。そのことの伝達を市内の学校に伝えないといけない。

(事務局) 特別支援学級の児童生徒については、数年前より個別の教育支援計画、個別の指導計画を、全員作成することを進めてきた。昨年度より通級の指導を受けている児童生徒も作成している。今年は、通常の学級に在籍している子供についても保護者からの依頼があれば作成している。すでに通常の学級でも作成したものがある。

(会長) PDCA のチェックを各学校を回った時に指導主事がしないといけない。指導計画どおりに行われているのかを担当、特別支援コーディネーターを含めた校内委員会で確認していくことが必要。

(副会長) 子供たちが成長していく中では、その時々に必要な支援がある。指導を担当する人が、目配り、心配り、気配りをしていく。そうしていないといけない仕組みとは何なのかが大事。それを校内支援会議の中で話し合うべき内容なのかと思う。校内支援会議で話し合うので、各校によって支援の方法や体制については学校によって様々であるという説明が事務局からあった。当然、学校における人的支援の在り方も一律でなくてあたり前である。

(会長) 次回、今回の審議を踏まえて継続して行っていきたい。

(事務局) 次回は2月5日、10時から行う。